

地域福祉

1. 民生委員・児童委員	177
2. コミュニティソーシャルワーク事業	180
3. 福祉包括化推進事業	183
4. 成年後見制度利用促進	183
5. 成年後見制度利用支援事業【再掲】	183
6. 成年後見制度利用支援事業 （地域生活支援事業）【再掲】	184
7. ひきこもり支援	184

1. 民生委員・児童委員

福祉総務課

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、社会福祉の精神をもって、それぞれの担当地域において、生活困窮者、高齢者、ひとり親家庭、心身障害者などに対して、相談や援助、あるいは保護、指導を行ったり、関係行政機関との橋渡し役をしています。また、児童委員を兼ね、地域における児童福祉活動の推進者としても活躍しています。

なお、平成6年1月より、主任児童委員が児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、新たに15名が設置（定員数）され、従来の区域を担当する民生委員・児童委員と協力しながら、児童相談所及び子育て支援課などの児童福祉関係機関との連絡・調整などを行い、児童、妊産婦の福祉を充実させるための活動を行っています。

豊島区における民生委員・児童委員の定員数は、258名（主任児童委員を含む）で、地区別の構成は下記のとおりです。

(1) 民生委員の職務（民生委員法第14条）

- ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

④ 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

⑥ その他の必要に応じ住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

(2) 児童委員の職務（児童福祉法第17条）

児童及び妊産婦につき、常にその生活状態を的確に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導を行うとともに、児童福祉司、社会福祉主事の行う職務に協力すること。

(3) 民生委員児童委員協議会

豊島区には、6つの地区民生委員児童委員協議会が組織されていて、各地区民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童委員の職務に関する資料、情報の交換、研修等を行い、職務を常に適切に行っていくために毎月定例会を開催しています。

また、地区民生委員児童委員協議会において選出されたそれぞれの会長によって会長協議会が組織されていて、相互の連絡、調整をはかり、全体が統一的な方針に基づき組織的活動ができるよう自主的運営を行っています。

【民生委員・児童委員の地区別定員及び現員数】

（令和7年4月1日現在）

地 区	定 員	現 員		
		男	女	計
巣 鴨 地 区	55 (3) 人	5 (0) 人	36 (3) 人	41 (3) 人
池 袋 東 地 区	40 (2)	9 (1)	22 (0)	31 (1)
池 袋 西 地 区	45 (3)	7 (0)	33 (1)	40 (1)
高 田 地 区	44 (3)	5 (0)	31 (3)	36 (3)
長崎第一地区	38 (2)	7 (0)	26 (1)	33 (1)
長崎第二地区	36 (2)	2 (0)	31 (2)	33 (2)
計	258 (15)	35 (1)	179 (10)	214 (11)

※（ ）内は、主任児童委員数で内数

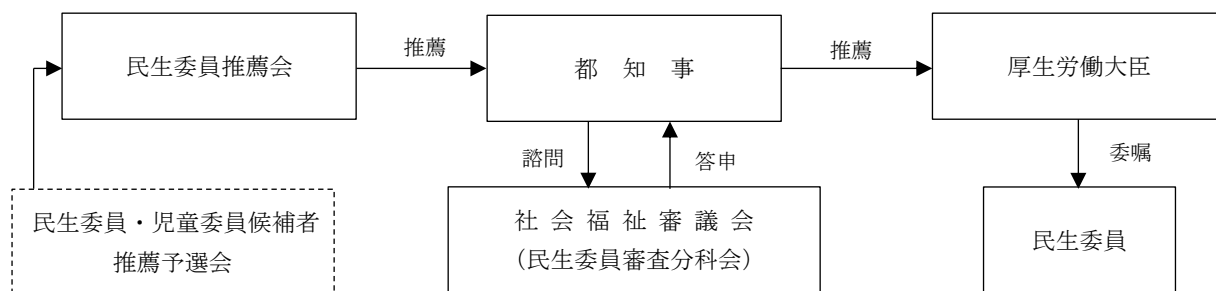
【民生委員・児童委員の活動状況】

区分			年度	2	3	4	5	6
相談・支援 件数	在宅福祉に関すること		130	277	197	80	73	
	介護保険に関すること		178	128	111	110	87	
	健康・保健医療に関すること		459	446	294	110	126	
	子育て・母子保健に関すること		129	120	126	146	174	
	子どもの地域生活に関すること		455	336	313	386	306	
	子どもの教育・学校生活に関すること		316	495	505	497	455	
	生活費に関すること		62	51	61	44	45	
	年金・保険に関すること		10	8	6	4	9	
	仕事に関すること		36	33	25	12	23	
	家族関係に関すること		135	181	140	100	49	
	住居に関すること		197	107	101	74	73	
	生活環境に関すること		487	236	235	186	128	
	日常的な支援に関すること		1,411	1,314	959	884	907	
	その他		894	1,142	841	770	764	
	計			4,899	4,874	3,914	3,403	3,219
分野別 内 訳	高齢者に関すること		2,533	2,634	1,929	1,603	1,418	
	障害者に関すること		287	161	115	66	106	
	子どもに関すること		1,119	1,065	1,066	1,092	1,116	
	その他		960	1,014	804	642	579	
その他の 活動 件数	調査・実態把握		1,484	2,672	1,347	1,521	4,623	
	行事・事業・会議への参加・協力		5,984	6,154	6,649	8,506	7,771	
	地域福祉活動・自主活動		6,031	7,638	8,582	8,503	8,825	
	民児協運営・研修		7,229	7,761	8,886	8,156	7,212	
	証明事務		163	208	188	232	206	
	要保護児童の発見の通告・仲介		37	14	16	23	21	
回数 訪問	訪問・連絡活動		11,698	13,077	10,203	10,539	10,346	
	その他		10,719	10,692	8,408	8,097	8,898	
整合 回数 連絡 調	委員相互		25,290	28,191	27,618	33,580	38,049	
	その他の関係機関		11,948	13,144	11,854	12,753	15,103	
	活 動 日 数		31,262	35,049	34,854	34,840	34,217	

(4) 民生委員・児童委員の推薦・委嘱

① 推薦・委嘱手続き

民生委員・児童委員候補者の推薦及び委嘱の手続きを図示すると次のとおりです。



② 民生委員推薦会

民生委員推薦会は、区長の委嘱する14名の委員(区議会議員、民生委員、社会福祉事業の関係者、社会福祉団体の代表者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者)をもって構成され、民生委員・児童委員候補者推薦予選会より推薦された者について、適格または不適格の決定を行い、適任者を知事に推薦します。

なお、民生委員・児童委員は、知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱します。

③ 民生委員・児童委員候補者推薦予選会

民生委員推薦会の協力機関として、区内の旧出張所の区域ごとに設置され、その地区内の区議会議員、町会の代表、区立小中学校PTAの代表及び民生委員の正副会長によって構成されており、適格な候補者を選んで民生委員推薦会に推薦します。

(5) 民生・児童委員協力員

民生・児童委員協力員は、地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、地域の安全・安心を高め、地域福祉力を向上させるための活動を行っています。

その業務には、①広報活動(民生委員活動の紹介、民生委員へのつなぎ役)、②見守り活動(声掛けと緩やかな見守り)、③小地域活動(子育てサロン等の企画・運営、地域事

業への参加・協力)などがあります。

なお、民生・児童委員協力員は、民生委員児童委員協議会の推薦に基づき、東京都知事が委嘱します。

豊島区では、平成27年12月1日に「豊島区民生・児童委員協力員事業実施要綱」を策定し、定員数は18名で、現在14名が委嘱され、活動しています。

2. コミュニティソーシャルワーク事業 福祉総務課

事業目標

社会的孤立や制度の狭間で支援を受けることができない区民等への積極的なアウトリーチや相談支援、地域社会への参加支援等を行うことにより、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現を目指しています

事業内容

- 地域活動の拠点となる区民ひろば8か所にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、実践を展開します。
- 一人ひとりの気持ちや生活に寄り添いながら、制度の狭間で支援を受けることができない区民等へ、状況に応じて地域住民や関係機関等と連携して支援を行います。
 - 地域の実情により、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協同して、「学びあい・支えあい」の地域支援活動に取り組みます。
 - 講演会や勉強会などの学びの場を通じて、多様化する地域生活課題を理解して、地域づくりに参加・応援する区民を増やします。

◇菊おる園高齢者総合相談センター圏域(巣鴨3～5丁目、西巣鴨、北大塚1・2丁目)・区民ひろば西巣鴨第一に配置

◇東部高齢者総合相談センター圏域(駒込、巣鴨1・2丁目、南大塚)・区民ひろば南大塚に配置

◇中央高齢者総合相談センター圏域(東池袋、上池袋、北大塚3丁目)・区民ひろば朋有に配置

◇ふくろうの杜高齢者総合相談センター圏域(南池袋、雑司が谷、高田、目白1・2丁目)・区民ひろば高南第二に配置

◇豊島区医師会高齢者総合相談センター圏域(西池袋、池袋3丁目、目白3～5丁目)・区民ひろば西池袋に配置

◇いけよんの郷高齢者総合相談センター圏域(池袋本町、池袋1・2・4丁目)・区民ひろば池袋に配置

◇アトリエ村高齢者総合相談センター圏域(南長崎、長崎2～6丁目)・区民ひろば富士見台に配置

◇西部高齢者総合相談センター圏域(長崎1丁目、千早、要町、高松、千川)・区民ひろば千早に配置

事業実績

I 総合的福祉相談(個別相談支援)

(1) 個別相談支援

年度 件数	2	3	4	5	6
相談延件数(件)	10,451	11,753	12,801	10,158	9,677

【相談方法】

年度 区分	4		5		6	
	延件数(件)	構成比(%)	延件数(件)	構成比(%)	延件数(件)	構成比(%)
電話	5,956	46.5	4,842	47.6	4,285	44.3
訪問	1,412	11.0	1,255	12.4	1,107	11.4
来所	884	6.9	895	8.8	817	8.4
出先にて	1,104	8.6	778	7.6	1,030	10.7
相談会	190	1.5	139	1.4	204	2.1
その他	3,255	25.5	2,249	22.2	2,234	23.1
合計	12,801	100.0	10,158	100.0	9,677	100.0

【相談者】

区分	4		5		6	
	延件数(件)	構成比(%)	延件数(件)	構成比(%)	延件数(件)	構成比(%)
本人	4,842	47.6	5,249	51.7	5,166	53.4
関係機関	1,255	12.4	2,643	26.0	2,723	28.1
家族	895	8.8	405	4.0	258	2.7
民生委員	778	7.6	383	3.7	274	2.8
近隣住人	139	1.4	242	2.4	164	1.7
その他	2,249	22.2	1,236	12.2	1,092	11.3
合計	10,158	100.0	10,158	100.0	9,677	100.0

【対象者】

(名)

区分	2		3		4		5		6	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
0～9歳	75	13	23	6	119	30	37	22	38	13
10～19歳	25	9	136	11	471	64	397	68	287	29
20～29歳	380	29	694	31	809	100	405	81	610	41
30～39歳	895	31	737	53	594	117	804	121	636	74
40～49歳	1,355	59	1,821	64	1,209	225	1,223	194	710	65
50～59歳	1,098	66	1,504	77	1,578	272	1,384	225	1,322	88
60～64歳	1,006	30	830	35	773	170	649	145	555	31
65～74歳	991	98	861	122	896	265	659	182	438	80
75歳以上	2,968	206	1,840	243	1,573	551	1,129	412	1,449	285
年齢不明	611	186	812	280	808	345	694	325	742	256
団体等	1,047	90	2,495	167	3,971	902	2,777	823	2,890	298
合 計	10,451	817	11,753	1,089	12,801	3,041	10,158	2,598	9,677	1,260

【相談内容】※複数選択

内容	延件数(件)	構成比(%)	内容	延件数(件)	構成比(%)
居場所・社会との関わり	3,068	22.5	近隣トラブル	192	1.4
健康・医療	2,284	16.7	スマホ等	184	1.3
収入・生活費・債務	1,320	9.7	防災・防犯	153	1.1
住まい・転居・立ち退き	1,281	9.4	消費生活・環境・動物	146	1.1
子育て・教育・学習	905	6.6	寄付	129	0.9
ボランティア	795	5.8	宗教関係	92	0.7
介護・介護予防	597	4.4	多文化共生・理解	90	0.7
仕事・就労支援	538	3.9	生涯学習・日本語学習	61	0.4
社協関係	303	2.2	介入拒否・孤立・孤独	55	0.4
税・保険・年金	256	1.9	虐待	36	0.3
家族トラブル	256	1.9	多世代問題	16	0.1
届出・証明	248	1.8	ホームレス	2	0.0
成年後見・遺言・相続・保証人	218	1.6	その他	218	1.6
ゴミ・リサイクル	214	1.6	合計	13,657	100.0

※その他：多世代問題・スマホの使い方・食糧支援など

(2)「暮らしの何でも相談会」の開催

区分	4	5	6
開催回数(回)	296	344	351
相談件数(件)	117	250	204

Ⅱ 地域支援活動／地域の実態把握／ネットワークづくり／福祉意識の醸成

(1) サロン活動等の立ち上げ・運営支援

(件)

区分		年度	4	5	6
		支援件数	134	104	148
支援内容内訳 (重複あり)	立ち上げ支援		7	15	13
	運営・活動支援(既存の活動)		97	67	91
	運営・活動支援(新たな取組・展開)		39	34	40
	福祉意識の醸成・地域に向けた発信		85	64	94
	ネットワークづくりの支援		42	42	81

(2) 要援護家庭等の子どもへの学習支援

＊「ちゅうりっぷ学習会」「あおぞら学習会」の開催

家庭力が低下し、教科学習が追いつかない子どもたちを対象として、基礎的学力や生活技術の基本を身につけるとともに、支援者との関係を通し精神的安定が図れるように支援を行っています。

年度		4		5		6	
学習会名		ちゅうりっぷ	あおぞら	ちゅうりっぷ	あおぞら	ちゅうりっぷ	あおぞら
開催回数(回)		5	18	5	17	5	20
参加延 人数 (名)	子ども	25	165	22	142	10	305
	ボランティア等	60	112	33	142	31	173
	小計	85	277	55	284	41	478
	合計	362		339		519	

(3) 「ぷらっと」の設置・運営

地域住民やボランティア団体、企業、NPO 等、地域のさまざまな人達が出会い、つながり、学びあえる地域のプラットフォームづくりを目的とし、全8圏域にて開催しています。

年度	4	5	6
区分			
開催回数(回)	30	34	43
参加者数(名)	158	266	418

(4) 講演会の開催

住民の福祉意識の醸成、福祉教育の推進を目的に、講演会を実施しています。

年度	4	5	6
区分			
開催回数(回)	3	3	3
参加者数(名)	59	105	124

3. 福祉包括化推進事業 福祉総務課

(1) 福祉包括化推進会議

福祉包括化推進会議は、本人等が抱える複雑化・複合化した課題を的確に把握し、これらに対応した包括的な支援が受けられるように、支援体制のあり方の検討、人材育成の推進、庁内連携の課題の整理などについて協議を行うための豊島区独自の組織です。また、下部組織として、関係部署に配置した福祉包括化推進員によって構成された、福祉包括化推進部会が設置されています。

(2) 福祉包括化推進部会

庁内関係課 16 課及び関係 1 団体に福祉包括化推進員を配置し、分野横断的に対応する連携体制を強化することで、複雑で複合的な生活課題を抱える相談者に対し、効果的な支援を実施します。

関係課 16 課の福祉包括化推進員は福祉総務課係長の兼務となっており、組織的な位置づけもなされています。

関係課	福祉総務課、自立支援担当課、高齢者福祉課、障害福祉課、生活福祉課、西部生活福祉課、介護保険課、保健予防課、健康推進課、長崎健康相談所、子ども若者課、子育て支援課、児童相談課、子ども家庭支援センター、住宅・マンション課、教育センター
関係団体	豊島区民社会福祉協議会

年度	3	4	5	6
開催回数	11	12	9	12

4. 成年後見制度利用促進 福祉総務課

(1) 成年後見等利用促進協議会

制度に関する専門相談や、後見等の運用方針等について家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応する「チーム」を支援するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関の連携体制を構築することを目的とし、令和 5 年度に設置した協議会です。

(2) 権利擁護支援方針検討会議

成年後見制度を含む権利擁護支援対象者の利益を保護するために、適切な成年後見人等候補者の選定や支援方針を決定することを目的とし令和 5 年度から開始した会議です。会議の委員は、区、社会福祉協議会、弁護士、司法書士、社会福祉士で構成されています。

5. 成年後見制度利用支援事業【再掲 P.99】 高齢者福祉課

〔事業開始：平成 12 年〕

成年後見制度は、判断能力の不十分な認知症高齢者等に代わり介護サービスなどの契約を結んだり、身上保護・財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援しています。

年度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
区長申立て件数	54	40	47	41	51

6. 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）【再掲 P.138】 障害福祉課

〔事業開始：平成12年〕

成年後見制度は判断能力の不十分な障害者等に代わり、障害福祉サービスなどの契約を結んだり、身上監護、財産管理等を行う後見人等を家庭裁判所に申し立て、選任してもらう制度です。

成年後見制度利用の必要性があり、身寄りが無い等で申立てが困難な場合、区長の申立てにより制度の利用が図られるよう支援します。

年度	2	3	4	5	6
	件	件	件	件	件
区長申立て件数	5	4	4	2	1

7. ひきこもり支援 福祉総務課

〔事業開始：令和3年〕

（1）ひきこもり相談窓口

令和3年7月よりひきこもり相談窓口を設置し、その方に合った方法で相談できるよう、来庁だけでなく電話やメール、オンラインでの相談も行っています。

また、家族支援の一環として、家族支援の講演会や合同相談会などを実施したほか、専用サイトや広報としま特集号の発行などで相談窓口や支援団体等の周知も行っています。

当事者にとって安心して過ごせる場所や社会とのつながりを増やしていけるよう、相談体制の充実や啓発の強化に努めています。

年度	3	4	5	6
	件	件	件	件
新規相談受付件数	79	86	122	98

（2）ひきこもり支援協議会

ひきこもり当事者・家族の状況に応じた支援の在り方についての検討、本区の地域性を踏まえた支援のあり方や方針について検討し、きめ細かい寄り添い支援を行うことを目的として、学識経験者、支援団体、当事者、行政職員等からなる「豊島区ひきこもり支援協議会」を令和3年度に設置しました。